

令和2年2月28日

保護者の皆様へ

こども青少年局放課後児童育成課

## 一斉臨時休業期間中の「はまっ子ふれあいスクール」の対応について

令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部会合で、全国の小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを受けて、厚生労働省から事務連絡が示され、放課後児童健全育成事業は、原則開所するよう要請がありました。

また、市立学校における一斉臨時休業の間、各学校において「緊急受入れ」を実施することを踏まえ、はまっ子ふれあいスクールについては、次の通り対応します。

保護者の皆様におかれましては、子ども達への感染拡大を防ぐための措置に、御理解をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

### 1 はまっ子ふれあいスクールを利用できる児童

各学校による「緊急受入れ」の対象となる児童のうち、留守家庭児童等であることが確認できる児童(※)とします。また、学校による「緊急受入れ」の対象外である4年生以上で、留守家庭児童等であることが確認できる児童は、放課後の時間(14時30分)から利用ができます。

※留守家庭児童であることが確認できる児童とは、「横浜市市立小学校等の一斉臨時休業に係るはまっ子ふれあいスクール参加申込書」をはまっ子ふれあいスクールへ提出することをもって、要件があることを認めます。(添付書類として求めている「留守家庭児童であることの証明書(就労証明等)」は、後日の提出でも可とします。)

### 2 留意事項

- ・感染症対策を踏まえた上での活動内容となります。
- ・毎朝、お子様の体温を測り、37.5°C以上の発熱がある場合は、はまっ子ふれあいスクールを利用しないでください。はまっ子ふれあいスクールにおいても、必要に応じてお子様の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子様の受入れができませんので、ご了承ください。
- ・過去に発熱等が認められた場合については、解熱後24時間が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでも、同様の取扱いとさせていただきます。
- ・ご家庭での健康観察をよろしくお願ひいたします。

利用方法、参加申込書等に関するお問い合わせについては、直接利用するはまっ子ふれあいスクールへお問い合わせください。

担当 こども青少年局放課後児童育成課

TEL 671-4068、671-4152